

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	16 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	35 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月

私は、年金記録問題があったので、社会保険事務所(当時)に年金記録の照会を行ったところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

申立期間の国民年金保険料は、口座振替で納付しており、未納となっている記録に納得できないので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和47年4月以降、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、A市によると、平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料は、口座振替を中止して納付書を送付したとしており、同市の収滞納一覧表によると、申立人は、同年1月の保険料を同年3月24日に納付していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、平成8年5月7日付けで申立人に対して過年度納付書が作成されていることが確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人は、当該納付書で申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から55年3月まで

私は、会社を辞める時、上司に国民年金の加入を勧められ、結婚後、A市役所又は同市B支所で手続を行った。当時、国民年金保険料は毎月払いではなく、2か月又は3か月分の保険料が1枚の納付書になっていた。金額も現在ほど高くなく、加入して数年後の時期は、間違いなく続けて納付していたのに、申立期間は未納とされている。

現在の記録に納得できないので、詳しく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、前後の期間は納付済みであり、申立人は、昭和52年4月以降の国民年金被保険者期間について、62年1月から同年12月までの期間を除いて未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料は現年度納付が可能であった上、C年金事務所によると、申立期間当時、保険料の未納期間があった場合、翌年の夏から秋頃に過年度納付書を作成して送付していたとしており、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、申立人は繰り返し過年度納付を行っていることが確認できることから、申立人の納付意識の高さを踏まえれば、申立人が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を別々に納付していたが、申立期間の少し前頃から私が夫婦の保険料を一緒に納付するようになった。申立期間当時は経済状態が苦しい時期であり、夫婦の保険料を納付できなくなっていたが、しばらくして、息子に保険給付金の支給があったので、夫婦共に未納にしていた期間の保険料について、私が2、3回に分割して納付した記憶がある。申立期間が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付済みであり、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、夫婦共に未納であった申立期間の国民年金保険料を遡って2、3回に分割して納付したと主張しているところ、オンライン記録では、申立人に対して昭和61年3月3日に納付書が作成されていることが確認でき、この時点において申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人の息子の給付金がこの頃に支給されたことも確認でき、申立内容に不自然さは見当たらず、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から60年3月まで

私たち夫婦は、国民年金保険料を別々に納付していたが、申立期間の少し前頃から私(申立人の妻)が夫婦の保険料と一緒に納付するようになった。申立期間当時は経済状態が苦しい時期であり、夫婦の保険料を納付できなくなっていたが、しばらくして、息子に保険給付金の支給があったので、夫婦共に未納にしていた期間の保険料について、私(申立人の妻)が2、3回に分割して納付した記憶がある。申立期間が夫婦共に未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付済みであり、保険料の納付を開始した昭和40年4月以降の年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付しており、保険料と一緒に納付しているとする申立人の妻の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の妻は、夫婦共に未納であった申立期間の国民年金保険料を遡って2、3回に分割して納付したと主張しているところ、オンライン記録では、申立人の妻に対して昭和61年3月3日に納付書が作成されていることが確認でき、この時点において、夫婦共に申立期間の保険料を過年度納付することが可能であった上、申立人の息子の給付金がこの頃に支給されたことも確認でき、申立内容に不自然さは見当たらず、申立人の妻の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を遡って納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年11月は56万円、同年12月から15年3月までは36万円、同年4月から同年10月までは44万円、同年11月から16年4月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

A社に勤務した期間のうち、平成13年11月から16年4月までの標準報酬月額が、実際に支払われた給与額と大きく異なっているため、本来の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人は、A社を退職後、雇用保険の基本手当を受給しており、その際に発行された雇用保険受給資格者証の賃金日額から換算すると、申立人の同社退職前の6か月である平成15年11月から16年4月までの毎月の給与支給額は42万6,540円であると推認できる。

一方、オンライン記録から、A社における申立人の標準報酬月額は、平成13年11月1日付け（処理日は同年12月21日）の随時改定により、56万円から20万円に減額され、14年10月1日付け（処理日は同年9月26日）及び15年9月1日付け（処理日は同年8月21日）の定時決定時にも、それぞれ1万

円ずつ減額されていることが確認できる。

このことに関して、A社の元事業主は、「当時の資料は保管しておらず、従業員の保険料控除については不明であるが、当時は経営が苦しく、厚生年金保険料が支払えないので、従業員について実際の給料より低い報酬月額を届け出たという話を経理担当者から聞いた記憶がある。」と回答している。

また、申立人と同じく役職者である複数の元同僚の給与明細書によると、平成13年11月は同年10月の標準報酬月額に相当する保険料、同年12月から16年4月までは13年10月の標準報酬月額より7等級下（ただし、15年4月から同年10月までは3等級下）の標準報酬月額に相当する保険料が控除されている上、上記保険料は、オンライン記録上の標準報酬月額に相当する保険料よりも高額であることが確認できる。

さらに、上記給与明細書によると、平成13年11月は同年10月の標準報酬月額に相当する給与、同年12月から14年10月まではこれまでの固定給を1割削減した給与、同年11月から15年12月までは14年11月と同額の給与が支給されていることが確認できる。

これらのことから、申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、申立人についても上述の元同僚と同じように、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料よりも高い保険料が控除されていたと考えられ、その控除額の算出方法についても同様に行われていたと認めるのが相当である。

以上のことから総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、元同僚の給与明細書に記載されている総支給額及び保険料控除額並びに申立人の雇用保険受給資格者証の賃金日額に基づき算出した給与支給額に相当する標準報酬月額から、平成13年11月は56万円、同年12月から15年3月までは36万円、同年4月から同年10月までは44万円、同年11月から16年4月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元同僚の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と記録されている標準報酬月額が、平成13年11月から16年4月までの申立人の申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人についても、社会保険事務所（当時）の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成7年3月1日）及び資格取得日（同年7月3日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から同年7月3日まで

私は、平成6年10月16日から12年7月31日まで、A社に継続勤務した。それにもかかわらず、途中の7年3月1日から同年7月3日までの被保険者記録が無い。調査の上、記録を回復していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において平成6年10月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、7年3月1日に同資格を喪失後、同年7月3日に同社において同資格を再取得しており、同年3月から同年6月までの被保険者記録が無い。

しかしながら、A社の元同僚は、「申立人は、申立期間当時も勤務していた。他社への出向など勤務形態の変化もなかったと思う。」と証言している上、申立期間当時の事業主も、「申立人が申立期間に継続して在籍していたのは間違いない。」と回答している。

また、申立人名義の普通預金通帳の写しから、申立人は、申立期間中の平成7年3月24日及び同年4月4日に、A社から、当時の給与額に見合う振込みを受けていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成7年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時の事業主は、「不明である。」と回答しているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成7年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年3月1日から同年4月1日までの期間及び同年6月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年3月1日に、資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を同年3月は20万円、同年6月から同年9月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年2月5日から同年4月1日まで
② 平成13年6月30日から同年10月1日まで

私は、A事業所に平成13年2月5日付けで正社員入社し、同年9月29日（土）まで勤務したが、平成13年2月5日から同年4月1日までの期間及び同年6月30日から同年10月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が所持する給与明細書、複数の元同僚及び事業主の証言並びに雇用保険被保険者記録から、当該期間において申立人がA事業所に勤務していたことが確認できる。

また、上記給与明細書及び事業所が保管する源泉徴収簿兼給与台帳により、申立人は申立期間①のうち、平成13年3月1日から同年4月1日までの期間及び申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記給与明細書等から確認できる総支給額又は保険料控除額から、平成13年3月は20万円、同年6月から同年9月までは22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及び事業所が当該事務を委託したとする会計事務所は、申立人の資格取得日及び同喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 13 年 3 月及び同年 6 月から同年 9 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 13 年 2 月 5 日から同年 3 月 1 日までについては、上記給与明細書によると、同年 2 月から給与の支給があったことは確認できるものの、当該給与から厚生年金保険料の控除は確認できない上、申立人も、「当該期間は時給の扱いであり、厚生年金保険料は控除されていなかったため、国民年金に加入していた。」と供述している。

このほか、申立人が当該期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和51年7月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月16日から同年11月16日まで

私は、昭和49年3月22日から54年7月20日までの間、A社に継続して勤務していたが、同社B支店から本社へ転勤となった申立期間の厚生年金保険の記録が空白になっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された入退社日に係る社内資料、申立人の元同僚の証言及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、本人の供述から判断して昭和51年7月16日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和51年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っ

たか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年1月から同年12月までの期間及び8年2月から同年5月までの期間は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年7月6日まで
平成7年1月から8年6月までのA社に勤務した期間の標準報酬月額に疑義がある。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した源泉徴収票及び給与明細書において推認又は確認できる厚生年金保険料額から、申立期間のうち、平成7年1月から同年12月までの期間及び8年2月から同年5月までの期間を22万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所

は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成8年1月及び同年6月については、申立人は、給与明細書を所持しておらず、当該期間の報酬月額について確認することができない。

このほか、申立人に係る当該期間の報酬月額や保険料控除額を確認できる資料は無く、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年6月21日まで
平成7年1月から8年5月までA社に勤務した期間の標準報酬月額に疑義がある。調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した源泉徴収票及び給与明細書において推認又は確認できる報酬月額及び保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得られないものの、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険

料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年10月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月19日から同年11月1日まで

私はB社の正社員として勤務していたが、昭和42年にC及びD部門をA社（現在は、E社）として分離し、B社がその販売を行っていたが、47年にB社からF職担当社員数名をA社に移籍した際、私も移籍した。勤務状況は連続していて空白期間は無かったので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している社員旅行の記念写真及び申立人の元同僚の証言から判断すると、申立人はB社及び関連会社であったA社に継続して勤務し（昭和47年10月19日にB社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和47年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果18万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の17万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年4月21日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成20年4月から同年7月までの標準報酬月額について、同社は、社会保険事務所（当時）に私の報酬月額を誤って提出し、控除された保険料よりも低い標準報酬月額の記録となっていたため、その後、年金事務所に、標準報酬月額を訂正する届出を行い、保険料を納付しようとしたが、時効のため納付することができず、年金給付に反映される標準報酬月額は当初届出した標準報酬月額のままとされている。控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額となるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初17万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年9月27日に17万円から18万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（18万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（17万円）となっている。

しかしながら、A社から提出された給与明細一覧により、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成22年9月27日に申立期間に係る報酬月額について訂正の届出を行っている上、事業主は、申立期間に係る保険料（訂正前の標準報酬月額（17万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）については、納付していないことを認めていることから、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月1日から同年10月1日まで
申立期間当時の給与明細を所持している。厚生年金保険料控除額とオンライン記録に相違がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、昭和56年5月は11万円、同年6月は13万4,000円、同年7月から同年12月までは15万円、57年1月は13万4,000円、同年2月から同年5月までは15万円、同年6月は14万2,000円、同年7月から同年11月までは15万円、同年12月は17万円、58年1月は16万円、同年2月は14万2,000円、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月及び同年6月は16万円、同年7月から同年10月までは17万円、同年11月及び同年12月は16万円、59年1月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月1日から59年2月29日まで

私が持っている給料明細に記載されている給与支給額と、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額が著しく違っているので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間に係る給料明細において確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、昭和56年5月は11万円、同年6月は13万4,000円、同年7月から同年12月までは15万円、57年1月は13万4,000円、同年2月から同年5月まで

は15万円、同年6月は14万2,000円、同年7月から同年11月までは15万円、同年12月は17万円、58年1月は16万円、同年2月は14万2,000円、同年3月及び同年4月は17万円、同年5月及び同年6月は16万円、同年7月から同年10月までは17万円、同年11月及び同年12月は16万円、59年1月は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給料明細において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、昭和62年4月1日に資格を取得し、平成18年10月21日に資格を喪失しているところ、当該期間のうち、15年12月10日、16年6月15日、17年12月9日及び18年6月15日の標準賞与額(それぞれ109万円、35万9,000円、9万5,000円及び9万5,000円)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人の同社における申立期間に係る標準賞与額を、平成15年12月10日は109万円、16年6月15日は35万9,000円、17年12月9日及び18年6月15日は9万5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月15日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月15日

勤務先であるA社が社会保険事務所(当時)に育児休業者の賞与支払届を未提出であったため、育児休業中の申立期間に支給された賞与の記録が欠落している。

厚生年金保険料は、免除となっていたため、控除されていなかったが、年金給付に反映するよう申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書から、申立人は、申立期間①、②、③及び④において同社から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、オンライン記録により、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

さらに、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づき事業主により免除の申

出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出が行われておらず、同法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料に係る標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賞与明細書における当該賞与額から、申立期間①は 109 万円、申立期間②は 35 万 9,000 円、申立期間③及び申立期間④は 9 万 5,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（91万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を91万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月5日

私が所持している賞与給料支払明細書のとおり、平成18年12月5日にA事業所から支給された賞与支給額に見合う厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、オンライン記録では差引支給額が標準賞与額とされている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成18年12月の賞与給料支払明細書及びA事業所から提出された賃金台帳によると、申立期間に係る賞与について、その主張する標準賞与額（91万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所は、「申立てどおりの届出及び保険料納付を行ったかについては不明である。」としているが、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は72万9,000円であることが確認できることから、事業主は、賞与給料支払明細書及び賃金台帳において確認できる保険料控除額に見合う賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付していたが、申立期間のみ領収書が無い。

しかしながら、当時の家計簿に、国民年金保険料を納付したことを示す年金代が記載されているので、第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付したと主張しており、関連資料として、納付した金額を記載したとする家計簿を提出している。

しかしながら、A県B市によると、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は機械印字され、収納事務はOCR（光学式文字読取機）で処理されていたとしており、記録管理の信頼性が高かったものと考えられ、金融機関で納付したとする記録が、複数月にわたり欠落するとも考え難い。

また、申立人が関連資料として提出した家計簿を見ると、3月分及び4月分と記載され、それぞれの月の25日の出費項目として「年金代 20,000」と記載されているものの、年の記載が無いことから、何年の国民年金保険料の納付に対するものか確認できない上、申立期間の保険料額は月額1万3,300円であることから、一人分又は二人分の金額とも相違し、この家計簿をもって、申立期間の保険料の納付があったものとみることは困難である。

ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月、45年10月、54年7月から59年12月までの期間及び61年1月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月
② 昭和45年10月
③ 昭和54年7月から59年12月まで
④ 昭和61年1月から63年12月まで

私は、昭和44年3月に会社を退職した後、兄の仕事を手伝っていた。国民年金の加入手続は兄が行ってくれ、同年3月から45年10月までの国民年金保険料は、給料から引かれ、兄が納付してくれていた。54年7月に会社を退職した後は、元妻が加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付してくれたはずである。また、A町に転居した62年7月以降については、転居前に資産を売却したお金が入ったので、そのお金で私が納付したと思う。

しかし、年金記録を確認すると、申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、昭和44年3月に会社を退職後、申立人の兄が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も兄が納付してくれており、申立期間③及び④については、申立人の元妻が加入手続を行い、保険料も元妻が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、婚姻後の昭和45年1月頃に、B市において夫婦連番で払い出されていることから、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、この払出しの時点では、申立期間は過年度納付が可能であるものの、同市の国民年金

被保険者台帳において未納と記録されている上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない。

また、申立期間②、③及び④について、申立人に係るB市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳のいずれにおいても、昭和45年10月27日付けで国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、以降、申立期間に係る資格記録は見当たらないことから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人、その兄及び申立人の元妻が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から50年3月までの国民年金記録については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から50年3月まで

私は、昭和47年6月から50年3月までの保険料を55年2月1日に近所の金融機関で納付したが、年金事務所からの調査結果は、納付期限後に納付があったため還付したとの回答をもらった。私は保険料を還付してもらった記憶は無いので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したが、還付を受けていないと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料額として、計2万8,050円を昭和55年2月1日に金融機関で納付していることが申立人の所持する領収書により確認できるものの、当該保険料は、納付することとされている期限内に納付されなかったことから、同年2月12日に還付が決定され、申立人に対して、同年4月22日に支払われたことが還付整理簿により確認でき、還付金額及び決定から支払までの日数など、同整理簿の記載内容に不自然な点は見当たらない。

また、上記の還付整理簿に記載されている整理番号は、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳にも記載されている上、同台帳の還付記録は、還付整理簿の記載内容と一致している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から 63 年 3 月まで

私が 20 歳になったときは短大に通っていたので、母親が国民年金の加入の手続を行い、20 歳の誕生日から口座振替により国民年金保険料を納めてくれていた。納付した証拠となる通帳等は災害で焼失してしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 61 年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 11 月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金収滞納一覧表には、申立人が初めて被保険者資格を取得した日として、同年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで
私が20歳になったときは短大に通っていたので、母親が国民年金の加入の手続きを行い、20歳の誕生日から口座振替により国民年金保険料を納めてくれていた。納付した証拠となる通帳等は災害で焼失してしまったが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和63年*月頃に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は平成2年2月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳及びA市の国民年金収滞納一覧表には、申立人が初めて被保険者資格を取得した日として、同年4月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について婚姻前の姓を含めて複数の読み名で検索を行うも、別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年8月まで

私は、それまで勤めていた会社を退職した平成5年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同市役所から郵送されてきた納付書に現金を添えて、金融機関で納付した。未納期間は無いはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は同市役所から郵送されてきた納付書により納付したと主張している。

しかしながら、申立人の国民年金加入手続は平成6年11月9日に行われたことがA市の国民年金被保険者台帳により確認でき、申立内容とは符合しない上、申立人は、加入手続後、同年4月からの国民年金保険料の納付を開始し、7年10月19日に5年9月から6年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録及び同市の国民年金被保険者台帳により確認できるが、この過年度納付した時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から51年2月までの期間及び同年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から51年2月まで
② 昭和51年7月から56年3月まで

20歳の頃、私は大学生であり、母親が将来少しでも多く年金がもらえるようにとA市B出張所で加入手続を行い、国民年金保険料を掛けてくれていた(申立期間①)。

大学卒業後は就職し、退職後は父親のC店で働いていたが、結婚するまで母親が保険料を払ってくれていた(申立期間②)。

私の勤務していた期間について厚生年金保険の記録が平成15年8月頃に見付かり、母親の年金振込通知の名前も違っていたので、私の記録も同様に誤っているのではないかと思う。詳しく調査して私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳(昭和48年*月)の頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年10月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、この時点では、申立期間①及び②の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金の加入時期からみて、申立期間①及び②の国民年金

保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人からも遡って納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の氏名について検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から63年3月まで

昭和60年6月に会社を退職後、同年8月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、同月から母が一括納付している。年金手帳に資格取得日「昭和60年8月1日」との記載が有り、この日に加入手続をしたのは間違いない。その後は、未納なく保険料を納付してきたが、年金記録を確認したところ、申立期間が未納とされており、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年8月に、申立人の母親と共にA町役場（現在は、B市役所）に赴き、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、その母親が一括して納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年11月にA町で払い出されていることが確認できる上、同町の国民年金被保険者名簿によると、資格取得届出日は同年10月11日と記録されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点で、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和62年9月以降は過年度納付が可能であるものの、オンライン記録において、申立期間が過年度納付された記録は見当たらない。

さらに、上記A町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直後の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料として9万2,400円を、同年6月20日に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間

は時効による納期限が経過していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、昭和 60 年 8 月以降の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に、「初めて被保険者となった日 昭和 60 年 8 月 1 日」と記載されていることを挙げているが、「初めて被保険者となった日」は、その日が、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

加えて、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年3月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月から10年2月まで

私は、大学を卒業した後、母親と一緒に当時在住していたA市B区のC社会保険事務所（当時）に行き、母親が2年分の国民年金保険料として約30万円を遡って納付してくれた。その際、同事務所で2年遡って納付できることを聞いた記憶がある。

記録を確認したところ、遡って納付した申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。1年ぐらいは未納が残ることは認識していたが、3年以上も未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年3月頃、申立人の母親と社会保険事務所（当時）に行き、申立人の母親が、同事務所で2年分の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は、平成10年10月に付番されていることがオンライン記録で確認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認されることから、この時点において、申立期間のうち、8年8月以前は既に時効により保険料を納付できない期間であり、同年9月以降の申立期間についても納付記録は見当たらない。

また、申立人は、平成12年4月27日に、この時点において時効とならず納付が可能であった10年3月から同年8月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、当該時点では、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

なお、申立人には平成10年12月に付番された基礎年金番号があり、同年10月に付番された同番号は12年3月に統合されている。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の基礎年金番号の払出しは見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から63年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から63年1月まで

私は、国民年金の加入手続を行った覚えは無いが、1年分の保険料の振込用紙が郵送されてきて、国民年金保険料と国民健康保険料を一緒に、郵便局では納付できないので、銀行で1か月分ずつ納付していた。昭和63年2月に就職した会社に、納付証のような1枚の紙を提示し、初めて年金手帳を受け取ったことを覚えているのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、1年分の納付書が送付されたので、1か月ずつ銀行で納付したと主張している。

しかしながら、A市の「国民年金手帳払出簿」によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年8月に払い出されていることが確認できる上、オンライン記録及びA市の国民年金台帳いずれにおいても、申立期間に係る資格記録は見当たらず、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 平成4年8月11日」と記載されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで検索したが、上記とは別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から2年2月まで

私は、平成元年2月末に会社を退職後、すぐにA県B市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料をその場で一括して納付するつもりでいたが、担当者から納付書を送付するので、銀行で納付するように言われ、銀行で一括して納付した。2年3月に、同市役所で第3号被保険者の手続を行った際、職員から「国民年金の未納期間や未加入期間はない。」との回答を得たのに、未納期間があるのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月頃、B市役所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた1冊の納付書で、銀行で一括して納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、戸籍の附票において、昭和56年12月14日にC市からB市へ住所変更していることが確認できるものの、申立人が所持する国民年金手帳の住所欄には、C市からB市への住所変更は、平成7年5月9日と記載されている上、2年3月14日付け第3号被保険者該当の入力は、7年6月27日に行われたことがオンライン記録により確認でき、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、当該加入手続の時点において、申立期間の国民年金保険料は既に時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から43年3月まで

私は、結婚した昭和37年4月頃、A市役所で国民年金の加入手続きを行い、毎月、家に来た集金人に国民年金保険料を納付していた。

しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻した昭和37年4月頃、国民年金の加入手続きを行い、毎月、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立人の夫は、昭和36年3月以降、厚生年金保険の被保険者であることから、申立人は、国民年金の任意加入の対象者であるところ、A市の国民年金収滞納一覧表及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立人は、52年12月16日に任意加入被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない上、申立期間に係る資格記録の記載も見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年3月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年3月から61年9月まで

私が、23歳になった昭和62年頃に両親から国民年金への加入を勧められ、母親と一緒にA市役所で加入手続を行った。その際、「20歳からの未納期間についても遡って全額納付できる。」と教えられたので、私の手元資金と両親から借りたお金で30万円ほどの保険料を一括で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、23歳になった昭和62年頃に国民年金の加入手続を行い、20歳から未納であった申立期間の国民年金保険料について、約30万円の金額でまとめて納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年1月に払い出されており、A市の国民年金被保険者台帳には、申立人の国民年金被保険者資格取得届出日は昭和63年12月10日と記録されていることが確認できることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、国民年金の加入手続を行った昭和63年12月に、この時点で時効とならず納付が可能であった61年10月から63年3月までの国民年金保険料13万1,400円を過年度納付した上、63年4月から平成元年3月までの保険料9万6,000円を現年度納付していることがA市の国民年金被保険者台帳及びオンライン記録で確認できる。

また、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から52年3月まで

私は、現在所持している年金手帳の資格取得年月日欄に20歳の誕生日の前日の日付が記入されているので、昭和49年頃、同居をしていた両親が国民年金加入手続きを行ってくれたと思う。また、私は、54年6月に結婚するまで、両親が親子3人分の国民年金保険料を自宅に来る集金人に3か月ごとに一緒に納付していたと聞いたことがある。

申立期間について、両親は保険料を納付済みであるのに、私の納付記録が無く、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が、昭和49年頃に国民年金の加入手続きを行い、申立人の両親の分と一緒に国民年金保険料を定期的に集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年8月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に申立人の加入手続きが行われたものと推認され、この時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金加入時期からみて、申立期間の一部は過年度納付することが可能であったが、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間を過年度納付した記録は見当たらない上、申立人から申立期間の国民年金保険料を遡って納付したとの主張は無い。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した根拠として、所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日 昭和49年*月*日」と記載され

ていることを挙げているが、同手帳の記載は、加入手続の時期及びその日から保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の両親及び申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から53年3月まで

私は、高校卒業後に会社勤めをしたが、大学への夢をあきらめきれずに1年後大学を受験し、昼間はアルバイトをしながらA大学短期大学部に行った。姉に、20歳になったら国民年金に加入することを強く言われていたので、昭和49年*月頃、B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、学生時代から貯めていたアルバイト代で納付していた。私は性格上、支払が滞ることは大嫌いなので、これまでの全期間の保険料は必ず納付しており、完璧に納付してきたつもりで安心していただけなのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年*月頃、B市役所で国民年金の加入手続を行い、滞ることなく国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入被保険者の加入状況から、昭和53年9月頃に払い出されており、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点で、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和51年7月以降は過年度納付が可能であるものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳では、申立期間に係る過年度納付の記録は見当たらない上、申立人からも遡って納付したとする主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から58年3月まで

私は、昭和49年1月頃、A市役所において、国民年金の加入手続を行い強制被保険者になったが、無職だったので、国民年金保険料を納付することができず、全額免除の申請を行った。

B年金事務所で、国民年金手帳記号番号は昭和59年1月11日に払い出されていると説明は受けたが、その頃に手続を行う理由もなく、仮に手続を行うならば、62年に結婚するまで行うはずがないことから、申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年12月に会社を退職し、国民年金の加入手続を行い、申立期間は、国民年金保険料の免除申請を行ったと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年1月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、現在付番されている国民年金手帳記号番号で国民年金保険料が免除されているのは昭和58年4月からであり、別の同手帳記号番号の払出しを国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて検索したが、払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る保険料の免除申請を行えなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を免除されてい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年12月まで

私は、昭和60年9月頃、勤務先の事業主から国民年金の説明を受けたのを契機に、A県B市役所で国民年金の加入手続を行い、その際、市役所の人から、遡って国民年金保険料を納付しなければ将来の受給額が減額されると聞いたので、申立期間の保険料をまとめて納付したのに、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年9月頃、B市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年4月に払い出されたことが確認できることから、申立人は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、B市の昭和62年度の検認状況表によると、申立人は、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料を同年3月31日に一括して納付していることが確認でき、当該日において時効期限内で納付が可能な保険料は、申立人が納付済みと記録されている61年1月以降であることから、上記加入手続の時点において、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月19日から48年3月17日まで
私は、昭和32年4月から48年3月までA社B工場で仕事をしていた。

1か月の残業時間は80時間から100時間で月給は20万円以上あったのに、年金記録の標準報酬月額が低すぎるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時の報酬月額は20万円以上であった。」と主張している。

しかし、後継会社であるC社は、「資料が無く不明である。」と回答している上、A社B工場において申立期間に厚生年金保険被保険者記録がある申立人と同年代（昭和5年から9年生まれ）の元従業員24人の標準報酬月額と比較しても、申立人の同月額に不自然さは無い上、上記元従業員に文書照会して回答があった9人のうち5人は、「当時の給与額と標準報酬月額は一致している。」と証言している（残りの4人は不明）。

また、申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録には、申立期間に係る標準報酬月額の記録について遡及して訂正が行われたような不自然さは見当たらない。

なお、申立期間当時の標準報酬月額の上限（最高）は、昭和32年4月から35年4月までは1万8,000円、同年5月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から44年10月までは6万円、同年11月から47年9月までは10万円、同年10月から48年10月までは13万4,000円である。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年1月8日から同年5月1日まで
② 昭和25年10月3日から26年4月7日まで

私は、申立期間①については、A社に入社して厚生年金保険に加入しており、申立期間②については、B社に入社して厚生年金保険に加入したはずなので調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社の発行した在籍証明書の記載から、申立人が当該期間において同社に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）に記載された申立人の前後30人（申立人を含む。）の被保険者資格取得日は昭和20年1月8日と記載されているところ、そのうちの15人は健康保険の番号は記載されているものの、労働者年金保険の番号は記載されておらず、当該15人の備考欄には「学徒」と記載されており、申立人を含む残りの15人は労働者年金保険の番号が記載されているところ、当該15人の備考欄には「学徒ヨリ見習工ニ転入（20.5.1）」と記載されている。

また、申立期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた22人に照会し、14人から回答を得たものの、そのうちの申立人が記憶している元同僚二人は「学徒の期間は厚生年金保険に加入していない。」と証言しており、残りの12人からも、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によると、資格取得年月日はいずれもオンライン記録と一致している。

なお、学徒の勤労働員が通年化された後の昭和 19 年 5 月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）に明文化されている。

申立期間②については、元同僚の証言から、申立人が当該期間において B 社に在籍していたことはうかがえる。

しかしながら、B 社は既に廃業しており、元事業主の妻は「当時の人事記録等は保管していない。」と回答している上、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者記録を有し、所在の確認できた元同僚 12 人に照会し、8 人から回答を得たものの、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の被保険者資格取得年月日はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 6 月 1 日から 32 年 9 月 22 日まで
② 昭和 32 年 10 月 21 日から 33 年 8 月 31 日まで

私は、A社（現在は、B社）の工場長である親戚に誘われて、昭和 31 年の夏頃に入社し、33 年 8 月に退職しているにもかかわらず、申立期間①及び②の記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間①及び②について、A社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間前後に被保険者記録が確認できる 11 人（申立人が記憶している元同僚を含む。）に申立人の勤務実態及び当時の社会保険加入状況について照会し、7 人から回答があったものの、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況についての供述等は得られない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該事業所に係る被保険者名簿から確認できた当時の事業主の連絡先も不明であることから、当時の人事記録及び給与関係書類を確認することができない。

さらに、申立人は昭和 31 年の夏頃に入社したと主張しているものの、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票によると、A社における 32 年 9 月 22 日資格取得の払出しは同年 10 月であることが確認でき、当該事業所に係る事業所台帳及び被保険者名簿から、申立人の資格取得届受付年月日は同年 10 月 19 日であることが確認できる上、申立人が、「私の数年前に入社し、私が入社した時には工場長であった。」と供述する申立人の親戚、及び「私の一年以上先輩である。」と供述する元同僚の資格取得日は、いずれも申立人の資

格取得日の7か月前の32年2月10日であることが確認できること等から、当該事業所では、当時、全ての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったと考えられる。

加えて、A社に係る事業所台帳及び被保険者名簿によると、申立人の資格喪失日であり、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和32年10月21日に、申立人の親戚及び申立人が記憶する元同僚を含む86人が資格を喪失していることが確認できるところ、同日に資格を喪失している元同僚3人はいずれも、「同社は32年10月頃倒産した。保険料は加入期間のみ控除されていた。」旨を回答している。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 4 月 20 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社を退職後の昭和 20 年 4 月 20 日から 27 年 8 月 28 日までB社(現在は、C社)で勤務していたのに厚生年金保険被保険者資格取得日が 20 年 12 月 1 日となっているので調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及びB社の元同僚の証言により、期間の特定はできないものの、申立人が同社同工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、昭和 20 年 4 月にB社で厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員 8 人は、いずれも「入社日と厚生年金保険の資格取得日は一致している。申立人のことは記憶していない。」と供述している上、C社は、「当時の労働者名簿、賃金台帳等の関係資料が現存していないため、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況、保険料控除については不明である。」と回答している。

また、D事務センターは、「B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、昭和 20 年 5 月 14 日から同年 11 月 30 日までの間に被保険者資格を取得している者は見当たらない。」と回答している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 50 年 8 月まで

私は、A社の社長の親族の紹介で、昭和 46 年 9 月頃から 49 年 8 月頃までの間のうち、1年から2年ぐらいB社で働いたと記憶している。期間の特定はできないが、同社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB社の所在地及び業務内容を記憶しており、同社は「申立人の供述から判断すると、勤務期間は不明であるが勤務していたと思われる。」と回答している上、同社の元従業員のうちの一人が申立人のことを記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、「昭和 54 年以前の書類は廃棄しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について調査できない。」と回答しており、当時の事業主及び事業主の親族も、「申立人を記憶していない。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況について確認できない上、同社は、「厚生年金保険料を給与から控除しておきながら、加入手続を行わないことは考え難い。」と回答している。

また、申立人は、「A社の社長の親族の紹介でB社に入社した。」と供述しているが、申立人が紹介してもらったとするA社の社長の親族は、「当時のことを記憶していない。」と供述している上、申立人のことを記憶しているとする上記のB社の元従業員も「申立人の勤務期間は覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務期間に係る証言が得られない。

さらに、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 47 年 10 月 1

日であり、申立期間のうち、46年9月から47年10月1日までは同社が適用事業所となる前の期間である上、申立人は、「B社で勤務したのは1年から2年くらいであり、申立期間中の1年から2年くらいは、同社を退職後、別の事業所で勤務した期間である。」と供述している。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月 31 日から 49 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 48 年 8 月 13 日から、A社のB事業所において、事務補助員（アルバイト）として 49 年 1 月 31 日まで勤務したにもかかわらず、48 年 10 月 31 日以後の期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 48 年 8 月 13 日から 49 年 1 月 31 日までの期間、継続して勤務したにもかかわらず、48 年 10 月 31 日以後の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。」と主張している。

しかしながら、A社は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料が残っていないため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたかどうかは不明である。また、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者記録が無いことについては、継続して雇用ができない事由が生じたか、勤務日数、勤務時間が適用対象外となったことが考えられる。雇用を継続し、社会保険適用条件を満たしているのであれば加入手続を行っていたと考えられる。」と回答し、C健康保険組合も、「当時の記録は保管していない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除等の状況を確認することができない。

また、申立人のA社における勤務先であるB事業所に入社した時の上司及び同事業所に勤務しており唯一供述を得られた元従業員は、「申立人を記憶しているが、勤務期間はいつまでだったか分からない。」と供述している上、前述の上司の後任者及び申立人が記憶する申立期間当時の総務課長は既に死亡していることから、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和 48 年 8 月 13 日であり、同資格喪失日は同年 10 月 31 日であることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 10 月頃から 42 年頃まで
② 昭和 43 年頃から 45 年頃まで

私は、申立期間①にA社で、正社員として勤務していた。また、申立期間②にB社で、正社員として勤務していた。申立期間①及び②の年金記録に欠落があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された写真、複数の元従業員の証言及び申立人が申立期間①後に勤務した二つの事業所の人事記録の記載内容により、申立人は申立期間①頃にA社に関係する仕事をしていたことがうかがえる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時の代表取締役は、「同社は既に倒産し、資料等は残っていない。」と回答している上、当該代表取締役は、「申立人は、出入り業者の者であり、同社と直接の雇用関係はなかったことから、同社から給与は支給しておらず、厚生年金保険の加入手続きも行っていない。」と回答している。

また、A社において申立期間①の前後に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた14人に照会したところ、回答のあった10人のうち、申立期間①当時の役員を含む複数の従業員が、「申立人は、同社に関連する出入り業者の者であった。」と、上記代表取締役と同様の証言をしている。

さらに、申立人は、A社の同様職種の元同僚として合計8人の氏名又は姓を挙げているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、当該8人中4人は申立期間①に被保険者記録が確認できない上、上記代表取締役によると、「当該4人のうち2人は、申立人と

同様、同社と直接の雇用関係はなかった。」と証言している。

加えて、C公共職業安定所によると、申立期間①に係る申立人の雇用保険被保険者記録は見当たらないとしている。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健保記号番号索引簿において、申立期間①に申立人の氏名の記載は無い上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「B社の正社員として勤務していた。」と主張し、申立人が勤務したとする事業所名及び勤務期間を記載したメモを提出している。

しかしながら、B社では、「当時の資料を保存しておらず、当時の担当者も在籍していないため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び保険料控除を確認することができない。

また、B社において申立期間②の前後に厚生年金保険被保険者記録があり、所在が確認できた17人に申立人の勤務実態及び厚生年金保険への加入状況について照会したところ、回答があった9人のうち唯一、申立人を記憶している一人も、「申立人の名前を記憶しているが、申立人の勤務期間、雇用形態及び厚生年金保険の加入状況は分からない。」と証言している。

さらに、C公共職業安定所によると、申立期間②に係る申立人の雇用保険被保険者記録は見当たらないとしている上、申立人が申立期間②後に勤務した二つの事業所の人事記録の職歴欄を確認しても、いずれもB社に勤務した旨の記載は見当たらない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健保記号番号索引簿において、申立期間②に申立人の氏名の記載は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から 55 年 7 月 1 日まで

私は、昭和 50 年頃からアルバイトとしてA社に入社し、53 年 7 月 1 日から正社員として厚生年金保険に加入した。申立期間当時は 15 万円の給与が長く続いたと思うが、申立期間の標準報酬月額は考えられないくらい低額だと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の標準報酬月額は考えられないくらい低額だと思う。」と主張している。

しかしながら、A社は、「当時の賃金台帳等は残存しておらず、申立人の申立期間の給与や保険料控除額について確認できない。」と回答している上、申立期間当時の事務責任者であった元専務も、「当時の資料を探してみたが確認できなかった。申立人の申立期間の標準報酬月額は低いとは思いますが、当時の記憶が定かでなく金額等は思い出せない。」と回答している。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、オンライン記録と一致しており、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない上、当該名簿によると、申立期間中の昭和 54 年 11 月 26 日に、社会保険事務所(当時)による総合調査が実施されたことが確認できるところ、当該調査結果に基づく指導による記録の訂正等が行われた形跡は確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年 11 月 10 日から 25 年 1 月 28 日まで

私は、A社に入社以来、昭和 37 年 11 月に退職するまで継続して勤務していたが、23 年 11 月 10 日から 25 年 1 月 28 日までの厚生年金保険被保険者期間が欠落している。勤めた会社はこの一社のみで、記録が欠落しているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B営業所の複数の元従業員が、「申立人は、申立期間において同社で勤務していた。」と証言していることから、申立人が当該期間において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社B営業所の元従業員は、「労働基準法が施行されて、満 15 歳未満の従業員は厚生年金保険等の被保険者資格を喪失したが、満 15 歳に達した日に再加入した。」と証言しているところ、当該事業所において厚生年金保険被保険者であった元従業員（健康保険番号*から*までの 77 人）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の記録を調査したところ、申立人と同日の昭和 23 年 11 月 10 日に同被保険者資格を喪失した者が 11 人確認でき、申立人を含む 12 人全員が同日において満 15 歳未満であったことが確認できる上、当該 12 人のうち、申立人を含む 7 人が、満 15 歳の誕生日以降約 1 か月以内（申立人は誕生日）に当該事業所において、同被保険者資格を再取得していることが確認できる。

なお、残りの 5 人については、当該事業所での被保険者資格の再取得は確認できない。

また、A社B営業所に係る被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和 23 年 11 月 10 日に同被保険者資格

を喪失し、25年1月28日に同被保険者資格を再取得したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 2 月 7 日まで
② 昭和 37 年 2 月 7 日から 40 年 7 月 1 日まで
③ 昭和 40 年 7 月 1 日から 43 年 10 月 1 日まで
④ 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

ねんきん定期便における月別状況を見て、不審に思い申し立てた。A社(現在は、B社) C支店に転勤になった際の標準報酬月額が低下しているのは、支払われた給与額ではなく、基本給で届け出られているのではないかと思う。それに、短期間に標準報酬月額が変動していることもおかしいと思う(申立期間①)。

A社D支店に勤務している期間や、その後の期間も、標準報酬月額よりも、実際に受け取っていた給与額は高額だった(申立期間②及び③)。

E社になってから、私はF社に出向していたが、サービス残業を強要され、その分が標準報酬月額に含まれていない(申立期間④)。

私は、こんなに低い給与ではなかった。詳しく調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)により当該期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員8人に、当該期間における給与額と標準報酬月額の相違について照会したが、回答があった7人のうち4人が、「給与額と標準報酬月額はおおむね一致する。」と証言している(残り3人のうち、二人は不明と回答し、一人は無回答)。

また、オンライン記録及び上記被保険者原票によると、申立人の前後12人のうち5人(申立人を含む。)について、転勤時において標準報酬月額が

低下していることが確認できる上、当該 12 人のうち 6 人について、昭和 36 年 7 月に標準報酬月額の変更が確認できる。

なお、昭和 36 年 10 月の申立人に係る標準報酬月額の変更は、標準報酬月額の定時決定による変更と考えられ、上記 12 人のうち、当該決定の対象とはならない二人を除く 10 人全員に標準報酬月額を算定した記載が見られ、当該 10 人のうち二人（申立人を含む。）に標準報酬月額の変更が見られる。

- 2 申立期間②については、A社D支店に係る被保険者原票により、当該期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 11 人に、当該期間における給与額と標準報酬月額の相違について照会したが、回答があった 8 人のうち 4 人が、「給与額と標準報酬月額はおおむね一致する。」と証言している（残り 4 人のうち、二人は不明と回答し、二人は無回答。）。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元同僚について、申立期間②における標準報酬月額は、おおむね申立人と同じ水準で推移していることが確認できる。

- 3 申立期間③については、G社に係る被保険者原票により、当該期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 14 人に、当該期間における給与額と標準報酬月額の相違について照会したが、回答があった 9 人のうち 5 人が、「給与額と標準報酬月額はおおむね一致する。」と証言している（残り 4 人のうち、二人は不明と回答し、二人は無回答。）。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期にG社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元同僚について、申立期間③における標準報酬月額が、おおむね申立人と同じ水準で推移していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立期間③頃に申立人と同じ役職にあったと回答した複数の元同僚の当該期間における標準報酬月額は、おおむね申立人と同じ水準で推移していることが確認できる。

- 4 申立期間④については、E社に係る被保険者原票により、当該期間当時に厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 22 人に、当該期間における給与額と標準報酬月額の相違について照会したが、回答があった 16 人のうち 11 人が、「給与額と標準報酬月額はおおむね一致する。」と証言している（残り 5 人のうち、3 人は不明と回答し、二人は無回答。）。

また、オンライン記録によると、申立人と同時期にE社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の元同僚について、申立期間④における標準報酬月額は、おおむね申立人と同じ水準で推移していることが確認できる。

さらに、H健康保険組合によると、申立期間④における申立人の標準報酬月額は 30 万円と記録されており、オンライン記録と一致していることが確

認できる。

- 5 加えて、申立人は、申立期間④より後の平成7年1月20日、同年7月20日、8年3月19日及び同年9月20日付けの給与支給明細書を提出しているが、同明細書により確認できる厚生年金保険料控除額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に相当する保険料額であることが確認できる。

また、B社は、「申立期間当時の資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間①から④までに係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

このほか、申立期間①から④までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①から④までについてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで A 社 B 工場で勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無いとされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで、A 社 B 工場で勤務していた。」と主張しているところ、複数の元同僚が、「申立人と一緒に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、期間は特定できないものの同社同工場勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が勤務していた A 社 B 工場（適用事業所名は、C 社）が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 43 年 2 月 1 日に、同社 B 工場の従業員の大部分を受け入れた同社と同一事業主が経営していた D 市に所在する E 社（申立期間当時は、F 社）の現在の事業主によると、「申立人のことを覚えている従業員はおらず、平成 13 年 8 月の火災により、古い資料も焼失している。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況を確認することができない。

また、F 社の元従業員によると、「A 社 B 工場に事務担当者はおらず、社会保険の加入はルーズになっていた。手取り収入の欲しい社員には社会保険に加入しない者もいた。」と証言している上、A 社 B 工場の元責任者は、「申立人は、申立期間において他の二人の元従業員と共に独身寮に住み、私が世話をしていた。」と証言しているものの、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、そのうちの一人の被保険者記録は確認できるが、他の一人については、被保険者記録を確認できない。

加えて、上記被保険者名簿によると、C社において、被保険者資格を取得している者は、昭和41年4月25日以降確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 11 月 1 日から 12 年 6 月 24 日まで

私は、平成 2 年 11 月 1 日から 12 年 6 月 24 日まで A 社に勤務し、当該期間の給与は 67 万 5,000 円であったが、私の厚生年金保険の記録によると標準報酬月額が 50 万円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出のあった給与明細書及び A 社から提出のあった所得税源泉徴収簿によると、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 35 年 1 月 20 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給されたとされているが、私は、脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤り無く支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間の脱退手当金が支給された当時は、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ老齢年金を受給できない通算年金制度創設前であり、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者資格を喪失後、昭和 37 年 4 月まで厚生年金保険の加入歴が無いことを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはないと認め、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 9 日から 49 年 6 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた申立期間について脱退手当金が支給されたことになっているが、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和49年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 34 年 1 月 31 日まで
昭和 31 年 12 月 1 日から 34 年 1 月 31 日まで A 社で勤務したが、同社に係る脱退手当金はもらっていないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったところ、申立人が同資格を再取得したのは、A 社を退職してから約 4 年後であり、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の記号番号で管理されている上、当該期間の番号が統合処理されたのは平成 22 年 1 月 4 日であることが確認できることから、当該期間が未請求となっていることについて不自然さは無い。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 22 年 6 月 20 日まで
脱退手当金を支給された記録になっているが、私は、脱退手当金の請求手続をしていないし、もらった覚えもない。調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性のうち、昭和 22 年に被保険者資格を喪失した女性 5 人（申立人を含む。）全員が資格喪失日から 7 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できる上、当該 5 人の資格喪失日はそれぞれ異なっているものの、このうち二人の支給決定日が申立人と同日の 23 年 1 月 15 日であることが確認でき、残りの二人の支給決定日も同一日であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給されていることを示す記載が確認でき、当該旧台帳に記載されている資格期間、支給日等は、オンライン記録と一致し、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人の脱退手当金は、昭和 23 年 1 月 15 日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険被保険者記録の無い申立人が脱退手当金を受給していることが不自然であるとまでは言えない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 11 月 1 日から 37 年 2 月 21 日まで
私は、母親の看病のため、3 か月間の休職後にA社を退職することとなったが、退職に際し、同社から脱退手当金について何の説明も無く、退職金を含め一切金員を受領した記憶は無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後 100 人で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 37 年 2 月の前後おおむね 2 年以内に同資格を喪失して脱退手当金の受給資格がある女性(申立人及び同社退職直後に他社で資格を取得している者を除く。) 13 人中 8 人に支給記録が確認でき、そのうち 7 人は資格喪失日から 7 か月以内に支給決定が行われていることから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 6 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月 17 日から 45 年 1 月 25 日まで

私は、申立期間当時、A事業所に勤務していたが、脱退手当金が支給されたとされており、受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の押印が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年3月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 7 日まで

私は、昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 8 月 7 日までの間、A社に勤務していたが、私の厚生年金保険の記録によると、当該期間について脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 38 年 12 月 13 日に支給決定されている上、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票にも脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の昭和 34 年 4 月 1 日の厚生年金保険被保険者資格の取得に係る健康保険整理番号の前後の被保険者のうち、女性で申立人の同資格の喪失日前後の約 3 年以内に退職した被保険者 65 人を調査したところ、脱退手当金の受給要件を満たしていた者は 42 人確認でき、申立人を含む 29 人が同社退職後に脱退手当金が支給された記録となっており、そのうち 27 人は同資格の喪失日から 7 か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 25 日から 39 年 8 月 1 日まで

私は、A社(現在は、B社)の事務所の会計担当者の下で仕事をしていた。結婚退職する際に、その会計担当者から、「厚生年金保険の脱退手続はしないので、年金がもらえる年齢になれば手続しなさい。」と言われた。結婚後は、夫と同じC社で働いた。脱退手当金をもらった記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 39 年 8 月の前後 2 年以内に資格喪失した者 5 人(申立人を含む。)の脱退手当金支給記録を確認したところ、脱退手当金の受給要件を満たす女性 3 人全員が、資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できる上、当該 3 人のうちの 1 人が「会社が手続したと思う。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、申立人の脱退手当金については、申立てに係る事業所における資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 10 月 9 日に支給決定されていることが確認できるほか、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立人は、「退職時に会計担当者から、「厚生年金保険の脱退手続はしないので、年金がもらえる年齢になったとき手続しなさい。」と言われた。」と主張しているものの、当該会計担当者は既に死亡している上、B社は、「申立人に係る脱退手当金の資料が無く、不明である。」と回答しており、当時の

状況について確認することができない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 5 日から 39 年 12 月 13 日まで
私は、A社（現在は、B社C工場）に勤務していた昭和 35 年 4 月 5 日から 39 年 12 月 13 日までの期間の脱退手当金を 40 年 5 月 28 日に受給したことになっているが、私も家族も受け取った覚えは無いので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の資格取得の前後 50 人の被保険者のうち、申立人の資格喪失日である昭和 39 年 12 月 13 日の前後 1 年以内に資格を喪失した者 29 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、17 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、17 人全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人と同日に脱退手当金の支給記録がある同僚は、脱退手当金は実家付近の郵便局で受領した旨を供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 40 年 5 月 28 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に係る脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる。

加えて、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 21 日から 33 年 12 月 21 日まで

私は、昭和 31 年 9 月 21 日から A 社に勤務し、結婚が決まったため 33 年 12 月 20 日に退職した。

当時は、脱退手当金という制度そのものを知らず、A 社に係る脱退手当金を受け取っていないので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の前後 100 人で、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 33 年 12 月の前後(昭和 31 年 10 月 26 日から 38 年 11 月 10 日までの期間)に同資格を喪失して脱退手当金の受給資格がある女性(申立人及び同社退職直後に他社で資格を取得している者を除く。) 27 人中 21 人に支給記録が確認でき、そのうち 13 人は資格喪失日から 6 か月以内に支給決定が行われていることが確認できる上、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月後の昭和 34 年 4 月 22 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月4日から36年6月12日まで

私は、申立期間の事業所について、脱退手当金が支給されていることを年金請求時に初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤り無く支給決定されていることが確認できる上、申立人と同時期に被保険者資格を喪失し、脱退手当金が支給決定されている同僚からは脱退手当金を受領しているとの供述が得られるなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の同手帳記号番号は昭和51年1月13日に払い出されていることが確認でき、当時は国民年金に未加入であったことが確認できることから、申立人が、申立期間に係る事業所を退職後、公的年金を継続する意思を有していた事情はうかがえない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間後の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出が無ければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年8月1日から35年4月1日まで
② 昭和35年4月1日から38年2月1日まで

私は、昭和33年8月から38年1月までの間、A社B営業部及び同社C営業所（現在は同社D支社）に勤務していたが、当該期間の脱退手当金について請求の手続をした覚えが無く、受け取った記憶も無いので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和38年4月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 42 年 4 月まで

私は、学校の紹介でA市B地区のC事業所に2年程勤務したが厚生年金保険の記録が無い。学校は厚生年金保険の適用事業所でないところは就職先として紹介しないと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「学校の紹介でA市B地区にあったC事業所に勤務した。社長はDだった。」と主張しているところ、E県によると、「F学校の指導要録において、申立人は、昭和40年4月5日から41年3月19日まで同学校に入校し、41年4月1日にA市B地区のG業のDにH職として就職したことが記録されている。」と回答していることから、申立人が、申立てに係る事業所において勤務したことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索によると、申立期間に、A市(当時)において「C事業所」又は「D」の名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない上、所在地を管轄する法務局によると、「A市において、C事業所に係る商業登記簿は見当たらない。」と回答している。

また、I団体では、「記録が保管されておらず、当団体の会員であったかどうか定かではないが、同業者に確認したところ、C事業所は昭和40年頃実在した業者であることは判明した。D氏は既に死去し、会社も廃業しており、家族の所在も不明であるとのことだった。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

さらに、申立人は同僚4人の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であり、連絡先等は不明であることから、同僚照会することができない。

加えて、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は見当たらない。

なお、申立人は「学校が厚生年金保険に加入していない事業所を紹介することはない。」と主張しているが、E県では、「当時のことは分からない。」としており、申立人の主張を確認できない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 2 日から 35 年 4 月 17 日まで

私は、昭和 29 年 3 月 2 日に A 社に入社して以降、35 年 4 月 16 日に退職するまでの間、継続して勤務していたが、国の記録では、標準報酬月額が入社以降同じである。退職時の給料は 2 万円ほどもらっていたはずであるが、1 万円と低く記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、A 社は、「申立人に係る厚生年金保険料について、申立人の申立てどおりの届出を行ったかは不明である。」と回答している上、B 健康保険組合は、「申立人の加入記録は、保存期間の経過により確認することができない。」とそれぞれ回答しており、申立人の申立期間における同保険料の控除等について確認することができない。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、入社時は 6,000 円であり、その後徐々に増額され、退職時は 1 万円となっていることが確認できる上、申立期間に申立人と同じ支店で勤務していた同僚 7 人及び申立人が記憶する同僚一人について、申立期間における標準報酬月額の推移を見ると、申立人と同時期に入社した同僚の一人は、申立期間における標準報酬月額は申立人と同額であり、申立人が記憶する同僚を含め他の 7 人は、標準報酬月額に大きな差はなく、申立人と同様の傾向で増額されていることが確認でき、申立人のみ低く抑えられている状況はみられない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年8月1日から29年2月28日まで
② 昭和33年5月1日から35年10月31日まで

私は、昭和27年8月1日から29年2月28日までの期間、A市B地区にあったC社において勤務していた。

また、昭和33年5月1日から35年10月31日までの期間、A市D地区にあったE事業所において、住み込みで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和27年8月1日から29年2月28日までの期間、A市B地区にあったC社において、勤務していた。」と主張している。

しかしながら、事業所名簿検索において、申立人が主張しているA市B地区には、C社という事業所名は確認できない上、申立人が主張している同社が入居していたとするA市B地区のFビルの所有者であるG社では、「50年近く前のことであり、当時の資料は残っておらず、同社が入居していたかどうかは分からない。」と回答しており、同社の所在等を確認することができない。

また、申立人が記憶するC社における申立期間当時の事業主について、オンライン記録では人物を特定することができない上、申立人は、同僚等の名前も記憶していないため、同僚調査等を行うことができず、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、「昭和33年5月1日から35年10月31日までの期間、A市D地区にあったE事業所において、住み込みで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間において、申立人が主張するA市D地区のE事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、閉鎖登記簿において確認できるH社あるいは類似の事業所についても、申立期間には厚生年金保険の適用事業所として確認することができないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、申立人は、E事業所の申立期間当時の事業主、同僚の名前を記憶していないため、同僚調査等を行うことができず、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関係資料及び周辺事情は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 28 日まで
② 昭和 39 年 2 月 28 日から 40 年 4 月 30 日まで
③ 昭和 40 年 5 月 2 日から 42 年 5 月 3 日まで
④ 昭和 42 年 5 月 5 日から同年 11 月 5 日まで
⑤ 昭和 42 年 11 月 6 日から 45 年 11 月 29 日まで

申立期間①から⑤までについて、勤務していたことに間違いは無い。調査の上、年金記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「私は、中学校を卒業した昭和 33 年 4 月にA社に入社し、B作業の仕事に就いた。元同僚二人の氏名を記憶している。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、当該元同僚二人の氏名は無く、所在も不明であることから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立期間①における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、A社に係る上記被保険者名簿により申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた一人に申立人の勤務実態について照会したが、「私は、同社においてB作業に従事していたが、申立人に記憶は無い。同作業のほとんどがパートタイマー又は臨時雇用の人で、正社員は少なかった。そのために申立人の年金記録も無いと思う。」と証言している。

さらに、A社は、昭和 34 年 5 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間①のうち同日以降の期間については、申立人の勤務実

態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

加えて、A社に係る被保険者名簿によると、健康保険整理番号に欠番はなく、申立人の厚生年金保険被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「C事業所に勤務しており、元事業主及び元同僚一人の氏名を記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶する当該元事業主及び元同僚の所在は不明であることから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、健康保険厚生年金保険事業所名簿（以下「事業所名簿」という。）において、C事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、所在地を管轄する法務局によると、当該事業所に係る商業登記簿謄本は無く、事業所の実態について確認することができない。

さらに、事業所名簿検索システムにより、C事業所に類似する事業所について確認を行い、D社を把握したものの、当該事業所は昭和31年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所に係る閉鎖登記簿謄本によると、事業主の氏名及び所在地が申立人の記憶とは異なっている。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E社に勤務しており、元事業主及び元同僚一人の氏名を記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶する当該元事業主及び元同僚の所在は不明であることから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立期間③における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、E社は、平成元年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、当該事業所は、「申立人に係る資料の保管は無く、不明である。当社は、平成元年に個人会社から法人に組織変更し、同日に厚生年金保険に加入している。同日前は、個人で国民年金に加入していた。申立期間は、適用事業所となる前の期間であり、保険料控除も行っていない。」と証言している。

- 4 申立期間④について、申立人は、「F事業所に勤務しており、元事業主及び元同僚一人の氏名を記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人が記憶する当該元事業主及び元同僚の所在は不明であることから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立期間④における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、事業所名簿において、F事業所が厚生年金保険の適用事業所であつ

たことを確認することはできない上、所在地を管轄する法務局によると、当該事業所に係る商業登記簿謄本は無く、事業所の実態について確認することができない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「G社H営業所に勤務しており、元事業主及び元同僚一人の氏名を記憶している。」と主張している。

しかしながら、G社に係る被保険者名簿によると、申立人が記憶する当該元同僚の氏名は無く、当該元事業主及び元同僚の所在は不明であることから、これらの者から聞き取りを行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

また、G社に係る被保険者名簿により、申立期間⑤に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員5人に申立人の勤務実態について照会したものの、複数の元従業員は、「申立人に記憶は無い。私は、約1年間、G社で勤務したが、年金記録は2か月しか無い。私が在籍していた昭和42年から43年までにH営業所があった記憶は無い。」、「申立人に記憶は無い。私が在籍していた昭和44年4月から同年10月までのH営業所は、社長の息子が立ち上げた営業所で、ほかに地元の間人が2から3人程度の規模だった。」旨それぞれ証言している。

さらに、事業所名簿において、G社H営業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない上、所在地を管轄する法務局によると、当該事業所に係る商業登記簿謄本は無く、事業所の実態について確認することができない。

加えて、G社は既に廃業しており、申立期間⑤における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について照会することができない。

- 6 このほか、申立人が申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年6月1日から35年4月11日まで
A社における厚生年金保険の記録に22か月間の空白期間があるので年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和33年6月1日から35年4月11日までA社において継続して勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及び同社における申立人の被保険者期間に同資格を有する元従業員で、所在が確認できた10人に申立人の勤務実態について照会したところ、7人から回答を得たものの、申立人の入社時期及び申立期間における厚生年金保険料の控除の有無について証言を得ることができない。

また、上記元従業員7人のうちの1人は、「入社日から約3か月後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、別の元従業員一人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、入社日から約2年後であることが確認できることから、同社では従業員を入社と同時に同保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主、申立人が自身を引き抜いたと供述する当時の専務及び元従業員が証言する事務担当者は、いずれも所在が確認できない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年4月30日から同年10月1日まで
② 昭和31年10月1日から43年3月9日まで

私は、A社のB営業所及びC営業所（現在は、D社が業務を継承）で勤務していた期間に係る脱退手当金を受け取った記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年6月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から同年 6 月 12 日まで
② 昭和 39 年 10 月 5 日から同年 11 月 2 日まで
③ 昭和 44 年 3 月 3 日から平成 10 年 4 月 11 日まで

私は、昭和 39 年 4 月から同年 11 月 2 日まで、A 社 B 支店に勤務したが、申立期間①及び②の記録が無い。同社の給料明細書は保存していないが、社会保険料は控除されていたので、同社に係る資格取得日及び喪失日を訂正してほしい。

また、C 社（後の D 社。現在は、E 社）における私の仕事は F 業務で、仕事に係る交通費等は給与とは別に振り込まれていた。交通費等は標準報酬月額の計算に含まれることを知り、同社における標準報酬月額が間違っていると思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「友人の紹介で、A 社 B 支店に正社員として入社し、最初は G 職、後に H 職の仕事をしていた。」と主張している。

しかしながら、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社 B 支店の元従業員 3 人が申立人のことを記憶しているものの、申立人の勤務期間等について記憶しておらず、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は、「A 社 B 支店に勤務していた先輩の紹介で入社した。」と陳述しているが、当該先輩に照会しても回答が得られないことから、申立

人の入社の際等について確認することができない。

さらに、A社B支店の上記の元同僚3人は、「G職は入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった。」とそれぞれ証言している上、このうち申立人と同様、G職だった一人は、「G職は、仕事の実績が上がるとともに階級が上がって、職員の身分になってから厚生年金保険に加入した。私は、入社した当時の給与明細書を保管しているが、手数料計算書と記載されており、控除されているのは、その10パーセントに相当する税金のみである。」と証言しており、別の一人は、「厚生年金保険に加入していない期間の給与から保険料は控除していなかった。」と証言している。

- 2 申立期間②について、申立人は、「友人の紹介で転職先を決めてから、A社B支店を退職したので、昭和39年11月2日まで同社に勤務していたはずだ。」と主張している。

しかしながら、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社B支店の元従業員3人は、申立人の勤務期間等について記憶しておらず、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、申立人は「友人の紹介で就職先を決めてから退職した。」と主張しているが、当該友人の連絡先が不明であるため、申立人のA社B支店の退職及びその後の再就職の経緯について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 4 申立期間③について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てている。

しかしながら、E社は、「D社は、株主総会の決議により解散が決定され、その後、閉鎖している。そのため、申立人に係る記録について確認をすることができず、申立てどおりの届出や保険料控除については不明である。」と回答している。

また、申立人は、「C社における私の仕事はF業務で、仕事に係る交通費等は給与とは別に振り込まれていた。交通費等は標準報酬月額の計算に含まれることを知り、同社における標準報酬月額が間違っていると思う。」と主張しているが、複数の元同僚が、「F業務に係る経費は、給与とは別のものである。」と証言しており、当時の事務担当者は、「国に届け出た標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を従業員の給料から控除していた。」と回答

している。

さらに、申立人から提出された申立期間③のうち、平成元年3月、2年12月、3年1月、同年12月、5年6月、8年4月、9年6月及び10年4月に係る給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と一致する。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、申立人の標準報酬月額は遡って引下げ訂正された形跡は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

- 5 このほか、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日まで

私は、A社（後に、B社）に取締役として勤務したが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、申立期間において、取締役として、週に2、3日程度勤務していた。」と主張しているところ、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人が、申立期間中の昭和42年5月*日に同社の取締役に就任していることが確認できる上、元従業員の一人が、「大学生だった申立人が、非常勤として週に2、3日程度、会社に来ていた。役員ということで、給料が出ていたと思う。」と証言している。

しかしながら、B社は、既に廃業しており、廃業時の代表取締役であった申立人は「同社の書類は保管していない。」と供述している上、A社の申立期間当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立期間に被保険者記録を有する元従業員のうち、連絡先の判明した16人に照会したところ、回答が得られた12人のうちの5人は、「申立人は、申立期間当時、大学生であり、会社では勤務していなかった。」と証言している上、「申立人に給料が払われていたと思う。」と証言している上記の元従業員も、「申立期間において、申立人の給料から厚生年金保険料が控除されていたかどうかは分からない。」と供述している。

さらに、上記の被保険者名簿を確認しても、申立期間において、申立人の氏

名は見当たらない上、健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から37年6月1日まで

私は、結婚するために昭和37年5月末にA社を退職、38年*月*日に長女を出産しており、脱退手当金を受け取った記憶が無いにもかかわらず、受給したことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚のために申立てに係る事業所を退職したが、脱退手当金を受け取った記憶が無く納得できないとして申し立てている。

しかしながら、申立期間の脱退手当金は、法定支給額と一致しており、計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

私が、A社で勤務していた平成 8 年 10 月 1 日から 9 年 8 月 1 日までの期間に、給与の総支給額と、それに見合う厚生年金保険料控除額に相違がある。納得がいかないので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給与明細書によると、申立期間においては、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録訂正のあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 2 月 1 日まで
平成 7 年 1 月から 8 年 1 月までの給料は月額 50 万円であったと記憶しているのだが、その期間の標準報酬月額が 30 万円と記録されているので、調査の上、記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により申立期間のうち、平成 7 年 1 月から同年 4 月までの標準報酬月額については、当初、50 万円と記録されていたところ、同年 5 月 11 日付けで、当該期間の全てについて遡って 30 万円に引き下げられていることが確認でき、また、同年 5 月から 8 年 1 月までの標準報酬についても、30 万円が届出されていることが確認できる。

しかし、履歴事項全部証明書によると、申立期間において申立人はA社の代表取締役であることが確認できる上、同社の元厚生年金保険事務担当者は、「当時、事務処理を担当していたのは私であった記憶はあるが、当該処理についての記憶は無い。災害により事業所が消失し、事業規模を縮小せざるを得ず、私を含め多くの従業員が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した。」と証言しているところ、申立期間のうち平成 7 年 1 月 18 日から 8 年 2 月 1 日までの期間のA社における厚生年金保険被保険者は、申立人と申立人の親族（計 3 人）のみであり、いずれも取締役であることが確認できる上、申立人の妻の標準報酬月額も申立人の減額訂正と同日で処理されていることが確認できることから、申立人は申立期間における当該標準報酬月額減額処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無

効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。